

## 幌延百景

撮影者／山下 智昭

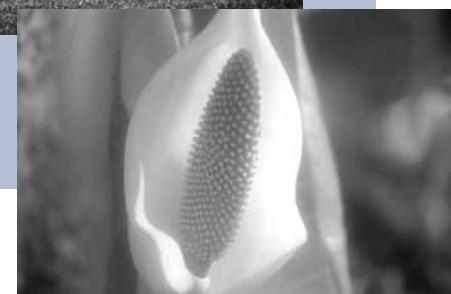


初春の利尻山

ワタスゲの花



ネコヤナギ



水芭蕉

## ほろのべの裏窓

■ 今年は3月から4月にかけ暖かい日が多く、例年より春の訪れる早いような気がします。

■ 4月7日には町内の小学校中学校で入学式が挙行されましたが、うららかな春の日差しの中、少し緊張した面持ちの新入生たちが元気な式に臨んでいました。

■ 役場内でも久しぶりに1名の新規採用職員を迎えて、新たな気持ちで新年度がスタートしました。4月1日の人事異動では、広報の担当者も異動という

ことになり、残った企画振興グループ3名で今月号から作成していくことになりました。

■ 広報「ほろのべの窓」がより町民の皆さんに親しくなっていました。だけるよう、皆さまからも「こんなことが知りたいので特集してほしい」ということや、「こんな行事、話題があります」などといった情報をあ気軽に寄せただけねと嬉しいです。

よろしくお願いします。

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●  
総務課企画振興グループ ☎ 5-1111【内線】223-224

(平成20年3月  
末日現在)  
※( )内は前年比

男	1,372 (-21)
女	1,330 (-25)
計	2,702 (-46)
世帯数	1,271 (-10)

全国一斉「人権擁護委員の日」  
特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

架空請求、育児の悩み、近隣との争い、家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、借地・借家、不動産売買、金銭貸借、学校での「いじめ・体罰」等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

全国一斉「人権擁護委員の日」  
特設相談所開設日程等

日 時 平成20年6月2日(月)  
午前10時から午後4時まで  
場 所 幌延町役場 2階小会議室

人権擁護委員制度を  
ご存じですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。又、相談は無料で、難しい手続きもありません。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されています。また、市町村役場や公共施設などをを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町には、町が推薦し、法務大臣が委嘱した次の人に権擁護委員がおります。

稻垣 純順 三好 和夫

旭川地方法務局稚内支局  
稚内市末広5丁目6番1号 TEL 0162-33-1122

【総務課企画振興グループ】

平成20年5月 ■ 発行／天塩郡幌延町  
企画・編集／総務課企画振興グループ ☎ 5-1111 (内線)  
幌延町ホーメージアドレス／http://www.town.horonobe.hokkaido.jp  
メールアドレス／webmaster@town.horonobe.hokkaido.jp



この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。